

公益財団法人静岡市スポーツ協会

定 款

目 次

第 1 章	総則	第 1 条	(名称)
		第 2 条	(事務所)
第 2 章	目的及び事業	第 3 条	(目的)
		第 4 条	(事業)
第 3 章	資産及び会計	第 5 条	(財産の種別)
		第 6 条	(基本財産の維持及び処分)
		第 7 条	(株式(出資)に係る議決権)
		第 8 条	(財産の管理及び運用)
		第 9 条	(事業年度)
		第 10 条	(事業計画及び収支予算)
		第 11 条	(事業報告及び決算)
		第 12 条	(公益目的取得財産残額の算定)
第 4 章	評議員	第 13 条	(評議員の定数)
		第 14 条	(評議員の資格)
		第 15 条	(評議員の選任及び解任)
		第 16 条	(評議員の任期)
		第 17 条	(評議員の報酬等)
第 5 章	評議員会	第 18 条	(構成)
		第 19 条	(権限)
		第 20 条	(開催)
		第 21 条	(招集)
		第 22 条	(議長)
		第 23 条	(決議)
		第 24 条	(議事録)
		第 25 条	(評議員会運営規則)
第 6 章	役員	第 26 条	(役員の設置)
		第 27 条	(役員の資格)

		第 28 条	(役員を選任)
		第 29 条	(理事の職務及び権限)
		第 30 条	(監事の職務及び権限)
		第 31 条	(役員任期)
		第 32 条	(役員解任)
		第 33 条	(役員報酬等)
		第 34 条	(責任免除又は限定)
第 7 章	理事会	第 35 条	(構成)
		第 36 条	(権限)
		第 37 条	(招集)
		第 38 条	(議長)
		第 39 条	(決議)
		第 40 条	(決議の省略)
		第 41 条	(報告の省略)
		第 42 条	(議事録)
		第 43 条	(理事会運営規則)
第 8 章	名誉役員	第 44 条	(名誉役員)
第 9 章	加盟団体及び賛助会員	第 45 条	(加盟団体)
		第 45 条の 2	(賛助会員)
第 10 章	加盟団体連絡協議会	第 46 条	(加盟団体連絡協議会)
第 11 章	専門委員会	第 47 条	(専門委員会)
第 12 章	事務局	第 48 条	(事務局)
第 13 章	定款の変更及び解散	第 49 条	(定款の変更)
		第 50 条	(解散)
		第 51 条	(公益認定の取消し等に伴う贈与)
		第 52 条	(残余財産の帰属)
第 14 章	公告の方法	第 53 条	(公告の方法)
附則			

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人静岡市スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、静岡市におけるスポーツの普及・振興を図り、スポーツ精神を培い、市民の健康・体力づくりの推進に関する事業を行い、もって健康で豊かな市民生活の育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツの振興に関する基本方針を確立すること。
- (2) スポーツ団体の育成強化及び連絡調整に関すること。
- (3) スポーツ指導者の資質向上に関すること。
- (4) スポーツの競技力向上に関すること。
- (5) スポーツ少年団の育成強化に関すること。
- (6) 市民の健康及び体力づくりに関すること。
- (7) 各種競技大会及びスポーツ教室の開催に関すること。
- (8) 市民スポーツ大会に関すること。
- (9) スポーツの調査研究及び広報活動に関すること。
- (10) スポーツ功労者、優秀指導者、優秀選手及び優秀団体の表彰に関すること。
- (11) 市から受託したスポーツ施設の管理運営に関すること。
- (12) 旅行業法に基づく旅行業
- (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして評議員会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(株式(出資)に係る議決権)

第7条 この法人は、保有する株式(出資)に係る議決権を行使してはならない。

(財産の管理及び運用)

第8条 この法人の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定めるものとする。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第13条 この法人に、評議員10名以上13名以内を置く。

(評議員の資格)

第14条 次に掲げる者は、評議員になることができない。

(1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)

第173条第1項において準用する同法第65条第1項各号に掲げられた者

(2) 一般社団・財団法人法第173条第1項において準用する同法第65条第1項第3号又は同項第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益法人認定法」という。)第6条第1号に該当する者

(4) 公益法人認定法第6条第1号ロ又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

2 評議員は、前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、自動的に評議員としての資格及び地位を喪失する。

(評議員の選任及び解任)

第 15 条 評議員の選任及び解任は、一般社団・財団法人法第 179 条から第 195 条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法

律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、この法人の理事、監事または使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第 16 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 13 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する

(評議員の報酬等)

第 17 条 評議員に対して、1 人あたりの各年度の総額が 3 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の弁償をすることができる。この場合の支給基準については、評議員会において別に定める。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 18 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 19 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 理事会で評議員会に付議することを決議した事項
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 20 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 21 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集する場合には、会長は、評議員会の日々の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面によりその通知を発しなければならない。ただし、評議員の全員の同意がある場合には、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第 22 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選定する。

(決議)

第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 24 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第 25 条 評議員会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める評議員会運営規則によるものとする。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 26 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7 名以上 10 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、2 名を副会長、1 名を専務理事、1 名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員資格)

第 27 条 次に掲げる者は、理事又は監事となることができない。

(1) 一般社団・財団法人法第 177 条において準用する同法第 65 条第 1 項各号に掲げられた者

(2) 一般社団・財団法人法第 177 条において準用する同法第 65 条第 1 項第 3 号又は同項第 4 号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(3) 公益法人認定法第 6 条第 1 号に該当する者

(4) 公益法人認定法第 6 条第 1 号ロ又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

2 理事又は監事は、前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、自動的に理事又は監事としての資格及び地位を喪失する。

(役員選任)

第 28 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 常務理事は、第 46 条に定める加盟団体連絡協議会の会長として、当該協議会を統括する。

(監事の職務及び権限)

第 30 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 31 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員された理事の任期は、他の現任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第 26 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 32 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 33 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の弁償をすることができる。この場合の支給基準については、評議員会において別に定める。

(責任の免除又は限定)

第 34 条 この法人は、理事及び監事の一般社団・財団法人法第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を、理事会の決議により締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 35 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 37 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 38 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらか

じめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第 39 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 40 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事はその提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 41 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、会長及び業務執行理事における、各自の職務の執行の状況の報告はこの限りでない。

(議事録)

第 42 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第 43 条 理事会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規則によるものとする。

第 8 章 名誉役員

(名誉役員)

第 44 条 この法人に、名誉役員として名誉会長、名誉顧問、特別顧問及び顧問を合わせて 25 名以内を置くことができる。

2 名誉役員は、会長の諮問に応じて評議員会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

3 名誉役員の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 名誉役員は、無報酬とする。

5 名誉役員の詳細については、会長が別に定める。

第9章 加盟団体及び賛助会員

(加盟団体)

第45条 この法人の趣旨に賛同する静岡市内の各種目別スポーツを統轄する団体、静岡市内の学校体育を統轄する団体及び静岡市スポーツ少年団で、この法人に加盟したのもをもって加盟団体とする。

2 加盟団体に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

(賛助会員)

第45条の2 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 加盟団体連絡協議会

(加盟団体連絡協議会)

第46条 この法人の事業を推進するために、加盟団体連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、各加盟団体から選出された担当者をもって構成する。

3 協議会は、この法人の運営に対し、意見を述べるとともに、この法人の運営を支援、協力する。

4 協議会の会長以外の役員は、理事会において選任及び解任する。

5 協議会に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 専門委員会

(専門委員会)

第47条 この法人に、第4条に定める事業を円滑に遂行するために、理事会の決議を経て、理事会のもとに必要な専門委員会を置くことができる。

2 各専門委員会の名称、目的その他の各専門委員会の構成及び運営に関する事項は理事会の決議により別に定める。

3 委員長・副委員長は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の委員は、会長が任免する。

第12章 事務局

(事務局)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。

第 13 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 49 条 この定款は、評議員会の決議により変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 15 条についても適用する。

(解散)

第 50 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 51 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益法人認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 14 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める

特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は川村修、副会長は増田正史、澁本邦知、専務理事は池川茂とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

千原 圈一 渡邊武利 納谷義郎 青島好秀 市川 博 松村吉郎 藤原 林 嶋本千秋
浅野 孝 松永義夫 亀山正敏 浅川やゑ美 岡村喜美

附 則（平成27年3月17日）

この定款の改正は、平成27年4月1日から施行する。

前項の規定にかかわらず、第34条第2項の施行の日は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年6月27日法律第91号）の施行の日とする。

附 則（平成30年3月30日）

この定款の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日）

この定款の改正は、令和4年4月1日から施行する。